

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幢ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367  
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

解散・総選挙と神戸市長リコール運動

キーワードは民主主義と生活

松枝 佳宏……………2

迫りくる戦後民主教育の総決算

—教育基本法の改悪を許さない—

横堀 正一……………3

長期視点で労働組合再構築を

—「新自由主義」の流れの中で—

津野 公男……………6

「生命倫理」置き去りで進むバイオ革命

—ライフサイエンスは劇薬にも—

水島 圭一……………8

◇膠着状態の国鉄闘争に寄せて◇  
運輸省案に対する態度と国労要求を  
明確にして大衆行動のつみ重ねを!

渡部 隆一……………10

許せない!保育所統廃合前の約束破り

—弱い者イジメは許せない! (上)—

……………12

介護保険スタートで「非人間」化進行

—人権保障の観点で新しいルールつくれ—

滝野 嘉津子……………14

動く朝鮮半島情勢

—進むか、日朝国交正常化—

若林 熙……………17

◇資料二〇〇〇・四・二六、「朝日新聞」論壇

日朝交渉で真の和解めざせ

……………23

読者からのおたより

……………16

# 旬刊 社会通信

NO. 769

二〇〇〇年五月二二日合併号

二〇〇〇年五月二二日発行  
(毎月一日・二二日・三回発行)

## 解散・総選挙と神戸市長リコール運動

キーワードは民主主義と生活

小淵から森へと内閣は変わった。小淵前首相の病氣退陣の結果とはいえ一大政変劇である。醜い権力抗争の一端がマスコミで暴露されている。巷では小淵さんの「死亡日」まで解散日程に織り込まれているといった、まことしやかな噂までが流れている。たしかに政局はどう動くのか、私たちは多大な関心を払い、解散・総選挙に備えなくてはならない。

しかし、組織力も財力もなく、小選挙区制度という決定的な不利な条件の中で、「岡崎」を勝利に導くには、私たちの情熱だけでなく一人ひとり働く者、生活している者として、民衆に根差した視点を確立し、運動を展開する必要がある。

東京の石原知事が、自衛隊の前で排外主義的な「三国人」という言葉を使い、「治安出動」にまで言及したことに国内外から批判が集中している。歴史を歪曲し、デマゴグで扇動する。

閉塞状況といわれる中で、失業者が増え、年金は削られ、将来不安とともに格差が広がっている。警察が叩かれ、防衛庁など官僚の腐敗が明らかになり、政治不信が深まっている時、ハイダー風（オーストリアの極右政治家）の石原発言は、寒気を感じる。

さらに、「石原発言はなぜ騒ぎになったか」という『読売』の社説（四／一四）には驚く。知事発言を正確に報道しなかった記者の姿勢が問題であり、自衛隊を「陸海空の三軍」とか「国家の軍隊」と呼んだことは当然のことであり、自衛隊の治安出動の可能性にふれたのは、危機管理の基本だと石原知事の発言を擁護する。改憲を訴える『読売』からすれば当然だろうが、巨大マスコミの世論活動と、それを受けいれる日本の民主主義の現情があることを、私たちは見逃すわけにはいかない。

在日外国人の当然の抗議をはじめ、一部には知事リコールの声も上っているが、五月三日憲法記念日を前にして国会でも都議会でも糾弾の声は小さい。本来、「弱い者」の味方であり、民主主義の旗手であるべき労働組合の動きは決定的に鈍い。あのいまわしい「戦争の時代」が反省され、生かされていないのである。

人気を拍した外形標準課税や排ガス規制は、問題提起としてはおもしろいが、ヒトラーが労働者保護を訴えて登場した歴史を思い出すのである。

なぜ石原発言をとり上げたか。私たちは「大震災」を経験した。しかしその教訓が忘れ去られようとしているのである。大震災は戦後復興に始まる高度成長の矛盾を暴露した。富国強兵にかわる経済大国、そして企業社会、会社人間の登場である。巨大都市・株式会社神戸はその典型であった。

そして、その反省もなく神戸市は開発優先、巨大プロジェクトを進める。規制緩和、自由競争の徹底という国策の中で、都市間競争に勝ち抜くために、震災を利用するのである。一〇兆円を越える復興資金はどこへ消えたのか。

大企業さん儲けて下さい。起業者よ頑張れ。外国企業さん、税金安くします、援助します、ぜひ神戸に来て下さい。

国に追随し、結局は中小企業をつぶし、労働者から職を奪い、巨大プロジェクトは市財政を喰いつぶす。仮設から復興住宅へと続く孤独死は深刻に反省されることなく、福祉は民間業者へ儲けの対象として丸投げし、現場市職員をリストラする。四月から始まった介護保険を見よ。

復旧、復興の過程で、神戸の住人は生活復旧支援を願った。しかし裏切られた。住民投票条例制定も、空港賛否投票も無視された。

「欲しがりません、勝つまでは」「お上に従え」。この政治、そして行政のあり方の一つは、おん念として、住人にオリのように沈潜している。

しかし、神戸の住人は震災から学んだ。そして、あきらめず逞しくなった。神戸市長リコール運動が始まる。やりすぎだ。感情的になるな。空港だけでなく、市政全般の問題をもっと議論すべきだ。様々な批判もある。

そうだろうか。政治は私たちの生活なのである。民主主義は一人ひとりの運動である。神戸に「石原」は必要ない。私たちは、リコール成立のため三九万人の署名を集めるのが目標である。しかし、もっと大きな課題がある。

それは三五〇万人をこえる神戸の住人、老いも若きも、女も男も、そして在日外国人も、みんな神戸市政について考える、議論を交わす、そして神戸をつくりかえるのである。神戸市、市長だけの問題ではない。たとえば介護保険も、大企業本位の開発も、事の本質は国の政治にある。こんな声も聞かれる。一理である。しかし、その矛盾は被災地神戸で、行政を通じて典型的に現れた。私たちは笹山憎しでやるのではなく、その政策を問うのである。巨大開発の是非神戸空港はその象徴である。政策リコールは初めてという。神戸の地から、生活の中に民主主義を実践する。ここに地方自治、住民自治の躍動があるし、国策に迫る運動がある。神戸から国を考える。リコールと総選挙の拠点である。

真剣に、そして楽しく、運動を展開しようではないか。  
(松枝 佳宏)

## 迫りくる戦後民主教育の総決算

—教育基本法の改悪を許さない—

自公連立政権時期の合意にもとづいて、首相の諮問機関として「教育改革国民会議」が三月二七日発足した。

教育改革論議は、とくに一九九〇年代後半、中央教育審議会、大学審議会、教育課程審議会をはじめとして、各種審議会の報告・答申が相次ぎ、十指にあまる改革構想が出そろった。

### 有事法制・改憲と一体

そして、中高一貫校、学区の規制緩和、大学改革などが進行中である。新教育課程への移行も行われている。それらの「改革」の基調は、教育における新自由主義路線の推進であり、競争と受益者負担の強化、制度の多様化・複線化が進められてきた。

このように教育「改革」が大規模に進められているなかで、「屋上屋」の批判もあるのに、なぜ「教育改革国民会議」なのか。

言うまでもなく、前国会で成立させた周辺事態法、中央省庁再編法、盗聴法、国民総背番号制、国歌・国旗法の制定などの流れの上に、有事法制、改憲へと進めるための「憲法調査会」と一体的な関係にある「国民会議」である。

戦争は国家総力戦であり、国民のイデオロギー統合が不可欠となる。だから、政治・経済の危機が深まり、危機打開策を海外進出に求める歴史の局面では、常に教育の「改革」が祖上（そじょう）にのぼった。

日本の中国侵略が本格化した一九三七年一月、内閣に「教育審議会」が設置され、その諮問は「我が国教育ノ内容及制度刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」というものであった。

自公の「合意」文書は、「教育の基本的問題を検討、法整備をすすめる」としているが、ここでいう「基本問題」が、歴代保守政権が繰り返して主張してきたように、憲法と一体的な関係にある教育基本法体制の「刷新」にあることは明らかである。

### ふたたび「臣民」づくり

教育基本法は、「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示」したものである。

その第一条「教育の目的」では、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期しておこなわなければならない」と定めている。

憲法・教育基本法の改「正」論者は、この第一条に敵がい心を燃やし続けてきた。彼らば、「欠落しているもの」として「愛国心、日本の歴史・伝統の尊重、道徳教育」の規定だと主張している。また、「人格の完成」に加え、「国家・社会に有為な人材の育成」を掲げる必要があると言う。

課題として上げられている学区の緩和、中高一貫、国立大学の独立行政法人化、産学共同などは、すでに中央教育審議会でもメニューを示し一部は法制化に着手しているもので、新たな問題ではない。

「国民会議」を設置する意図は、論議するテーマの「たたき台」として文部省が示した「新たな教育理念の構築」「教育内容の見直しと人材育成の在り方」が中心となる。

そして、この「国民会議」と「憲法調査会」が並行して発足しようとしているところに事態の本質がある。

かつて教育は天皇のために命をささげる「臣民」をつくるのが目的であった。一九四五年八月までは、「教育ヲ全般ニ宣リテ皇国ノ道ニ帰一セシメ」「一日一緩怠アレハ義勇公ニ奉シ」なければならなかった。

日本軍国主義の敗北を契機に、私たちは明治憲法にかわって現行憲法を、教育勅語にかわって教育基本法を手にした。憲法と教育基本法の一体的な関係は、前文に明らかにされている。

「われらはさきに、日本国憲法を制定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」

## 痛切な反省から

かつて主権は天皇にあった。敗戦を境に主権は国民のものとなった。そして、児童・生徒が主権者として成長していくために、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」(前文)と規定した。「臣民」づくりの教育への痛切な反省にもとづき、自主性の涵養が重視され、平和教育の実践が柱の一つになった。

戦前の教育への反省はそれだけではない。教育に対する国家統制を反省して、子どもたちに一人ひとりの人間としての権利を保障するために、国の教育行政(文部省)は、教育条件の整備・確立に責任をもつことが主たる任務となった。

教育の自主性・独立性を尊重することが強調され、第一〇条がいう「教育は不当な支配に服することなく」という規定は、戦前戦中の反省にたつて政治権力の介入を戒めたのである。そして、人間の生存権的権利として「教育を受ける権利」が明定された。

さらに基本法は、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならぬ」(第二条)とし、このため学問の自由を尊重しなければならぬとした。また、「法律に定める学校は、公の性質をもつもの」と規定している。

わずかか一条で構成される教育基本法には、侵略戦争と国家主義教育の反省の上に立つて、これだけ豊富な内容が盛り込まれている。

## 基本法原理の否定

個人の尊重と学ぶ権利、教育の機会均等と義務教育の無償、平和主義、反差別、学問の自由、学校の公的性格と国家の教育の条件整備の責任、権力の不介入。これらの諸原理を再び抹殺しようとするのが、憲法改悪・教育基本法改廃を主張する者たちの本質である。

一九五〇年代から始まった歴代の自民党・文相・財界の教育基本法改廃論は、財界の要求にもとづく人材育成論や国家主義的立場からのものが中心であったが、今はこれに規制緩和論が結びついている。教育に対する公的責任を放棄し、教育を商品として自由に売買し、子どもたちをいっそう激烈な競争と受益者負担にさらそうとする規制緩和路線も、教育基本法の改廃を求めている。

そして、新ガイドライン体制の下での国家主義的統合を強化するために、改憲とセットで教育基本法改廃が打ち出されてきたのである。

## 森は小淵を継承

小淵の後をついだ森善朗は、施政方針演説でこの国民会議に対する期待感を表明し、第二回会議に出席して「教育基本法見直し」にふれた。月に2回程度議論し、一年後をめどに提言をとりまとめようとしており、「憲法調査会」よりピッチは早い。

江崎座長は「国民運動のような方向に持っていかななくては」と主張している。「国民運動」はすでに、「自由主義史観」グループによる『国民の歴史』の大量配布と、皇国史観にもとづく教科書づくり、石原を支援する「東京教育再興ネットワーク」、教組への攻撃を集中する亀井らの「広島県教育会議」など、世論づくりを狙った運動がはじまっている。「日の丸」「君が代」の強要は教育界だけでなく、地域での動きもはじまっている。

憲法改悪阻止のたたかいに教育基本法改廃反対を固く結合して、私たちの共同闘争の戦線を拡大しなければならぬ。そのために「教育は何のためにあるのか」(森善朗)という問いかけに対して断固として答える構えを私たちは確立しなければならない。

(横堀 正二)

## 長期視点で労働組合再構築を

—「新自由主義」の流れの中で—

### 一、経済・社会情勢の特徴—新自由主義の全面展開

経済・社会情勢の特徴をきちんととらえることが大事である。ここで実際の職場における攻撃が決まってきた。まず、経済のグローバル化だ。資本が、かつてはいろんな規制があったが、比較的自由に国境を越えるようになった。その結果、すごい競争が出てくる。国内では比較的強いと思われていた日産が、仏のルノーに買収されてしまった。世界で競争力を持つためには、四〇〇万台の乗用車生産が必要と言われているが、トヨタ、フォード、GMなど数社しかない。

世界規模で自動車市場をみた時、地球上の市場をわずか六、七社で支配しているということだ。その中で競争に打ち勝っていく。こうとなると、猛烈に儲けをあげて、相手をつぶしていくという競争—メガコンペティション—生き残りをかけた競争になる。

しかも、技術開発や情報関連の投資の資金がいる。銀行も同じで、そのために合併が進んでいる。日本も国際競争の中でしか生きていけない。資本にとっては常に世界が標準になる。

なぜこうなったか。一つは資本そのものが大きくなって、外資を受け入れないと、農業の自由化には反対であるとか、国家の規制を巨大企業は壊すように圧力をかける。次はグローバルスタンダード—アメリカンスタンダード—と言われるが、低位平準化していく。他の国が企業減税をすれば、その国でも下げる。福祉を切り下げれば下げる。こういう一連の流れの経済政策とか、社会政策のことを「新自由主義政策」という。これまでの「国家独占資本主義的政策」から切り替えた。

たしかにアメリカは景気回復し、すさまじいバブルが生じている。しかし、ジョブレスリカバリー、仕事のない景気回復である。つまり大企業の黒字の原因は労働者を大量に首切ったこと。当然企業は黒字になるが、失業者は増えてくる。だから景気回復と雇用の拡大は関係ない。

### 二、今日の労働政策の特徴—雇用の流動化

日本型システムの全面転換が言われている。「新時代における日本の経営論」では労働を三分割して、中核的、専門的、柔軟の雇用に分ける。これはどんどん進んでいる。

労働法の改悪で、低賃金化と解雇の自由がすすみ、終身雇用というこれまでの条件は変わってくる。これは急速に変化している。

もう一つは、成果主義賃金が流行している。極端な言い方をすると、年功的部分が残ってほだめ。定期昇給なんてものは初めからない。たとえば日興証券は上から下まで三〇万円。あと成果に応じて年俸が上がる。

米では年収一千万、一千五百万のサラリーマンが生まれる一方、二、三百万の人が四五〇%生まれる。一生懸命働いたからと一千万円の人が九割を占めることはない。大半はもっと低い方に低い方に追いやられていく賃金体系だ。

ワークシェアリングでは連合の主張は一応筋が通っている。残業とかをなくしてその分雇用しろと。そして一時間当たりの労働賃金を引き下げるのは反対。当たり前だ。日経連は徹底してあげつなく、乏しきは分かち合うと、今まで二人でやっていた仕事を三人でするから賃金も三分の二に。だから日本の場合、ワークシェアリングはなかなか入ってこなかった。

ワークシェアリング全部に反対というのではない。労働運動がしっかりしていて、資本から自立して、一定の労働者政党が力を持っているところでは可能だ。

### 三、今春闘の特徴―連合賃金論と人勸完全実施論の崩壊

日本は、年功序列賃金、終身雇用がなくなっているが、企業内組合だけが残っている。連合にしてもぜんぜん闘えないから、どうしようもない。今年の春闘もベア前年度実績確保が難しく、景気のいい電気でも三、五百円の攻防という惨たる結果。統一闘争がなくなつて、企業の業績の応じた賃金というたたかいにされていくが、ますます春闘における賃金闘争の機能を失っている。

連合の賃金論は崩壊している。経済整合性といって、物価の上昇と生産性の上昇の二つをもちろつと言う。しかし、物価は上がらず、下がっているものもある。企業の業績もこの情勢だから厳しい。資本家にあんた方の論理でいくと賃下げになるじゃないかと言われる。自治体とか国家公務員の場合、争議権を剥奪している代償として人勸がある。民間が上がつたらそれに応じて、賃上げ勧告をしましょうと。

今までは民間が上がつたから、後追いだつた。七〇年代頃までは民間の方がいい水準だつた。そこが落ちていくと一方がそのまま頑張っているから、公務員の方が恵まれているというようになってしまう。労働運動の状況も下がっていったから、自治労とか教組が突出してしまつて目の敵にされている。

### 四、これからの課題―原点に返り長期的視点を

そこでどうしていくか。やはり長期視点があるのでないか。世の中の流れがこれまでの社会党Ⅱ総評的なものでは対抗できなくなつたからつぶれた。経済は発展していく。経済政策も違つてきた。

これまでの民間基幹産業の労働組合の作り方と異なり、コンビニなどでどう組合を作るかだ。共産党、新社会党、市民運動の人たち。少なくとも今までのようなやり方でやれない、違うものを自分の周辺で作っていくしかないと思つている人たちだけが反撃できると思う。

米で、多国籍企業が規制緩和をして環境破壊する、遺伝子組み替えもしようとしたWTO（世界貿易機関）の会議は何万のデモに包囲されて開会式もできなかった。米の労働組合と世界的な市民運動が入つてやった。一気に流れが変わるわけではないが、そういう運動が積み重なつて流れを変えていく、国際的な力が生み出されてくるのではないだろうか。

「新自由主義」は海國なき航海と呼ばれる。国家が経済に介入するからいけないのだ、やめればいい。福祉をするから働かなくなる。すべては市場—株式市場に任せろという考え方。介入をやめろといっているだけで何の哲学もない。

今、日本では際限なく労働組合の組織率が下がっているが、米では去年六〇万人増えている。その前年も増えている。スウィニーという指導者の下で、未組織労働者の組織化にものすごいお金を使った。だから、組合員も増えている。先ほど言ったWTOのたたかいが組織できる。

しかし、不満と不安が増大するということは、待つていればまっとうな方向でたかとうというものではない。オーストリアではヒットラーを信奉するハイダーの政党が選挙で躍進し政権に入った。かなり危険だ。石原慎太郎の外形標準課税も案外危ない。人気者が国民に受ける政策をポピュリズムという。つまり人気取り政策をする。

今、労働運動でおこっているのは、ユニオン。けっこう拡大している。組合が労使協調的だから仕方なくユニオンに加盟すると、一人でも交渉してくれる。下部では個別的労使紛争が起こる。昔だったらその組合を強くすることが先だといっていたが、今は時代が違う。誤解を恐れず言うと、労働者が労働組合を選ぶ時代になった。決して分裂を説いているんではないが。

賃金については、周辺の事情による要求でなく、生活、労働力の価値、憲法で保障されている文化的な生活水準の維持、を中心に運動を作り直す必要がある。

もう一つ、企業を越えた連帯。自治労だけとか、〇〇県職労だけ考えてもダメ。民間労働者を含めた地域の連帯をどう作れるか。

さらに政治闘争との関係。改憲、日の丸・君が代、環境問題、徳島の住民投票運動が成功したことが労働運動に影響を与えないだろうか。お上、資本の押さえ込みの中で、労働組合の職場の中だけで変えていこうというのではなく、全体として変えていくという視点での運動が必要。

もう一つは、自覚した活動家の増加だ。役員・活動家の任務としてはそれをどうすればできるのか。長期的視点に立たない限り変えられない情勢だから、そういう視点で頑張っていきたい。

(津野 公男)

## 「生命倫理」置き去りで進むバイオ革命

— ライフサイエンスは劇薬にも —

二一世紀の最初の十年、人間社会はバイオ革命と情報革命の二大革命に襲われる。

とりわけバイオ革命は、生命体である「ヒト」の歴史を前期と後期に区分する恐ろしい威力を持つており、これまでの世界観・歴史観のすべてを覆しかねないものである。だが現状は、技術開発と資本の論理が先行し、政治は十年遅れで後追い（とりわけ日本は遅れており、九七年のデンバー・サミット合意とバイオ産業育成に迫られて、ようやく「クローン人間」作製禁止の法律案を検討している段階）、社会的には刺激的興味をそそられているだけでまだ何の備えもできていない。〔注一〕



たとえば、今年二月二九日に科学技術庁が主催した「ヒト胚性幹細胞と生命倫理」のパネルディスカッションにおいて、会場からは「将来、翼を持った人間を作れるようになれば、自由に空を飛びたいという人間の夢がかなえられる」という趣旨の意見が出された。

当日は、まず科学技術庁におかれている科学技術会議・生命倫理委員長の井村裕夫氏が「ライフサイエンスの進展と生命倫理」の基調講演をし、「人胚研究小委員会報告案」の概要説明がされ、つづいてパネルディスカッションに移ったのだが、この意見に対するパネリストの反応は笑ってすませるといふものだった。

バイオ技術の段階は、すでに無性生殖の「クローン人間」作製が十分に可能だけでなく、有翼人間など身体の部分改造も遺伝子操作によって可能としている（ただし、翼を生やしても実際に飛ぶには身体全体の改造が必要であり、将来的にも現実性はないであろう）。問題は、こうした意見に対して、「生命倫理」の観点からの発言がパネリストから聞かれなかったことである。「生命倫理」からすれば、有翼人間の研究などは入口において禁止することを社会的に合意すべき内容なのに、である。〔注2〕

### ライフサイエンスの光と陰

日本政府は、バイオ産業を日本経済再生の柱の一つと位置づけており、米・欧に追いつき追い越せと発破をかけている。ミレニアム特別予算枠だけでバイオ産業育成へ六四〇億円を投入し、また、生命倫理委員会は三月一四日に「ヒト胚性幹細胞」の研究を限定付きで認めることを決定した（法律では規制しようとせず、夏までに政府が指針を策定する、また、すでに大阪大学の研究グループは三月一〇日に同大学倫理委員会に研究申請をおこなっている）。

「ヒト胚性幹細胞」とはあらゆる組織や臓器に育つ可能性を持った細胞であり、「万能細胞」と呼ばれている。この研究は、ヒト・ゲノム解読とならぶ欧米との競争舞台であり、これを審議した生命倫理委・ヒト胚研究小委員会での論議さえ未成熟なままにゴーとなるのである。ここでは、社会的な合意形成の過程が置き去りにされ、政府側の意向が優先されている。

もちろん、政府の背後には、バイオ産業での膨大な利益をめざす企業群がある。昨年六月に「日本バイオ産業人会議」が発足したこと、二〇一〇年には二五兆円市場を創出するとしていることは、本誌の758号で述べたとおりである。このバイオ企業の一つである宝酒造は、三月二六日、各全国紙に一頁全面広告を掲載している。キャッチ・フレーズは、「宝酒造のバイオ事業部門。知る人ぞ知る名門です。」というもの。また、一九七九年に「日本で初めて遺伝子工学試薬の製造・販売を開始」、二〇〇〇年に「長浜国際バイオ技術総合大学（仮称）をバックアップ」「高速ゲノム解析センター設立へ」などがある。この広告では記載されていないが、宝酒造は、今年二月二八日には韓国バイオ・ベンチャー企業である「パイロメット社」と株式五〇％取得で合意し、子会社化することに成功した。韓国バイオ企業の子会社化はこれで三社めであるが、宝酒造は、同じく二月にオーストラリアのベンチャー企業との間で技術提携合意しており、アジアでの中心的バイオ企業となることを狙っている。

ヒト・ゲノムの解読などライフ・サイエンスの発展が、難病の克服など多くのプラス面

を持つていることは積極的に評価すべきである。だが、それが資本や国家の論理で、あるいは研究者の恣意で開発・使用されて行くならば、「ヒト」の存続さえ脅かす劇薬となることも事実である。もつともつと社会的な関心と論議が形成され、その合意の枠内で慎重な研究を進めること、こうした過程こそが、人類に貢献できるライフ・サイエンスの発展となる。

(水島 圭一)

〔注1〕「クローン人間」作製禁止といっても、その理由は「クローン人間が正常に発育するかどうか技術上の安全性も不明なこと」となっている(読売)〇〇・三・六。この論理では、「クローン人間」作製の解禁がいずれある事になり、おおいに危険である。

また、立法を「クローン人間」作製のみ禁止に限定したことへは、これを論議した生命倫理委員会内部でも異論があった。委員の一人の木勝島(ぬでしま)氏は、生殖医療やクローン胚研究(ヒトの細胞核のヒトや動物の卵への移植実験)をも包含した立法化の必要性を強調している(「科学」〇〇年二月号など)。

〔注2〕とりあえずは「生命倫理」としての論議になつてはいるが、これでは限界がある。より本格的には「生命・社会倫理」として、さらには社会・歴史哲学全般の中で論議される必要がある。

#### ◇膠着状態の国鉄闘争に寄せて◇

### 運輸省案に対する態度と国労要求を

明確にして大衆行動のつみ重ねを!

国労は昨年三月、解決へのメドがたつたとして臨時大会を開催し、改革法を承認したが、情勢に進展がないまま一年余経過した。ILO中間勧告が出された以降も、政府の責任逃れ、時間かせぎの姿勢は変わっていないし、「ILO勧告を武器に」といつている国労も有利な情勢を生かし切れていない。

膠着状態がつづいて背景はなにか、流れを引き寄せるために国労はどうすべきか。組合員がもつと闘いに集中できるようにするために必要か。

#### 運輸省案と自社協議がネックに

この一年間の流れをみると、膠着状態がつづいている原因は相手側の引き延ばし戦術は、ふたつある。

第一は、昨年六月に提示された運輸省案である。「JR各社に法的責任がないことを認めよ」など、国労がとうてい受け入れられないことを承知の上で四条件を出してきた。予測だが、相手は国労がただちに拒否すると読んでいたかも知れない。

ところが、国労が態度を保留したことから事あるごとにこれを持ち出しては「呑むのか、呑まないのか」と詰め寄り、そこをクリアしなければ事態が動かないという状況になっている。

第二は、社民党が窓口になっている「自社協議」である。「水面下では進んでいる」という話を耳にするが、社民党がどこに軸足をおいて、どういう決着のしかたを絵に描いて動いているのか、よく見えない。政府に決断をせまるだけの力量が、いまの社民党にあるかどうかにも疑問がある。

政府が、社民党を狡猾に利用し、「自社協議」にどういう役割を位置づけているのか。二月二四日の国会答弁でさらに明らかになった。「政府の責任で解決を」とせまる寺前議員(共産)の質問に対し、二階運輸大臣は、清算事業団当時の就職あっせんの回数を持ち

出しながら首切りを正当化しつつ、「人道上の見地からの解決をはかるよう自社協議で進めてもらっている」と答弁した。あくまで「自社協議」である。つまり、「自社協議」の枠内に縛りつけておけば、国労は動きがとれないし、自分たちが追い込まれる事態には進展しないだろうという政府側の読みと期待が込められている。

情勢を打開し、納得できる解決をめざすためには、障害になっっている「縛り」を克服しなければならぬ。このままでは事態は動かないし、「守勢」という立場はいつまでたっても変わらない。つまりは、相手側の言い分に屈伏した解決で幕を閉じることになる。この一年間の流れを冷静に分析し、有利なILO勧告が出されたことを踏まえ、国労はつぎのことを決断し、攻勢に転じるべきである。

### いま、国労が求められているもの

一つには、喉元のトゲになっている運輸省案を毅然たる態度で突き返すことである。国労本部は、当初、運輸省案をそのままにしておいてもなんとか前に進めると読んだのではないかと憶測するが、その読み通りにはいかなかったし、国労が態度を明らかにしない限り、相手側は何回でも持ち出してくる。

昨秋、運輸省案を一蹴りする内容のILO中間勧告が出されたとき、国労が決断するキッカケになると期待したが、何ら反応しないうまま今日にいたっている。早急に、運輸省案を拒否し国労の態度を明確にすること。それが、「ILO勧告を生かす」ことである。

反応しないといえば、ILO最終勧告が延期されたことに対する国労本部の態度も不明瞭である。なぜ、三月に出なかつたのか。国労本部から公式なコメントが出されていないため組合員は首をかしげている。いわれているように、日本政府の怠慢やILOの都合によって延期されたのであれば、国労として「抗議の憲」を表明するべきではないか。

二つには、国労がどういう要求を掲げて闘っているのか。内外にキチンと明らかにするべきである。

闘争団と家族が真剣に議論してつくったナマ要求、それを集約した国労の解決要求が、社民党の手に渡ったまま野ざらしになっているため国労の闘いが分かりづらくなっている。結果として、組合員や共闘に戸惑いを招き、世論形成も抜がっていない。あらためて、闘いの要求を高く掲げ、それを闘いの前面に押し出すべきである。

三つには、国労の態度と解決要求を明確にしたうえで、攻めの大衆行動を大胆に展開していくことが求められている。「年度末解決」「三月末にはILO最終勧告」が言われ、四月以降の大衆行動が具体的になっていないが、情勢眺めではなく波状的に大衆行動をつくっていく必要がある。

もちろん、国労本部からの指示がないからといって分会が「待機」姿勢をとるのではなく、創意工夫しながら大衆行動をつくっていくかなければならない。「ILO署名」の集約が目標数に達していないという報告もあるが、行動が鈍くなっている原因を相互討論によって明らかにしながら「元氣」をつくっていくしかない。

そして、政府・自民党を解決交渉の場に引っ張り出すことができるか、どうか。解決へのカギはそこにかかっているし、そういう政治的状况を組織をあげた取り組みによってつくっていくかなければならない。

## 許せない！保育所統廃合前の約束破り

—弱い者イジメは許せない！(上)—

「ウソをつくのはやめなさい！」「職場をつぶすだけつぶしておいて今さら身分移管の約束は『白紙撤回だ』なんて許せない！」「私たちの身分はいつたいたいどうなるの？」—いま新津市へき地保育所の保母さんたち十八名は怒りと不安でいっぱいです。

四年前、へき地保育所の統廃合を前にして約束した市職員への身分移管を、新津市当局はその目前にせまった昨年十一月に一方的にホゴにしてみました。理由は「行革」がらみです。「行革」だからといって何をしてもいいということであり、同時に福祉行政のあり方が問われるものです。

### 答申書でも市職員への身分移管を明記

**実質的雇用主は以前から新津市** これまで新津市には八つの市立保育所をはじめ、これとは別に九ヶ所のへき地保育所がありました。これは新津市が条例によって設置したものの、運営は「新津市へき地保育所連合会」に委託して地域で長年保育を行ってきました。

職員の身分はへき地保育所連合会の職員ながら、公設保育所で従事するという形が続いてきましたが、事務全般を行う事務局は市福祉事務所に置かれています。また委託契約の中でへき地保育所の職員の任免にあたっては「事前に市と合議して行うものとする」とうたって形式上は連合会の職員ということになりますが、「保育所の設置は市、採用も市と合議、さらに事務処理も市」という実態で、実質的雇用主は市であるという状態でいまま運営されています。保育料も市が徴収し市の歳入になっています。このような中、平成六年度中に保育行政などを検討する「新津市保育所適正配置等審議会」が各界各層の人たちが入って設置されました。七年三月三十一日には、答申書が市長に提出されました。

この答申書の中では、へき地保育所については統廃合（九ヶ所を最終的には二ヶ所にする）が打ち出されました。そうなるかと心配がいろいろありますが、とりわけ保母さんの身分については「へき地連合会職員（保母）は統廃合した時点で市職員にする」と答申書では、提言されていました。

**市長、答申の受入れを表明し、統廃合計画を推進** 小林市長は市議会でこの答申書の受入れを表明し、七年度からへき地保育所の統廃合に着手しました。方法は、順次、へき地保育所を閉所し近隣の市立保育所へその園児たちをバスなどで通園させるという方法をとることにしました。

この統廃合に先立ち、保母さんたちの身分については、当該の保母さんたちにはもちろんのこと、内外にわたり何度も市職員への身分移管が約束され、また強調されてきました。（ア）前述したように答申書でも市職員責への身分移管を答申し、それを含めた答申書全体を受け入れることを市長は議会で表明しました。（七年九月七日市議会本会議）

（イ）七年八月十一日、へき地保育所の保母さん（当時は二〇名）を集めて会議が行われました。そこには市の福祉事務所長と補佐、それにへき地保育所連合会長の三人が出席し、今後の統廃合について話がありました。

この場では市から話があり、「へき地保育所が半数になったら市職員に身分移管する」

「スムーズに各保育所を閉所したい。そのためには保母さんたちに協力してほしい」「みなさんの身分は平成十一年四月一日に市の職員にしたい」「そのため、市立保育所に研修にいつて欲しい」という内容のものでした。

(ウ) 七月二十三日の市議会厚生委員会での問題がとりあげられ、そこで助役・福祉所長は「市職員として移管・採用していきたい」「全員同じ時期に身分移管していきたい」「保母の身分移管は五ヶ所の保育所の閉所が実現した時期が適当と考えている。現実的には平成十年あるいは十一年になろうかと思う」と答弁しています。

このことは同月二十日の市議会本会議で厚生委員長報告として全議員に報告され、承認されました。この当局答弁は委員長報告の形で議事録にはつきりと残っています。

(エ) また地域でも同じことがいえます。統廃合のための地元説明会においても地域住民に対して「保母さんも市の職員になれるんですから協力・理解してください」と市の所長は説明しています。

(オ) また新津市職労の保育所職場を改善するための交渉でも同様の回答をしています。

新津市の保育所では、保母や調理員が退職しても正規職員で補充するということをずつと行っています。このためパート保母が正職保母の人数を上回るまでに職員削減を行っており、子どもたちのためにもよりよい保育が望まれる状況にあります。近隣の五泉市や白根市と比べてみても圧倒的に正規職員が不足している状況です（五泉市：正職七十三人、臨時十四人、白根市：正職八十人、臨時十三人、新津市：正職四十七人、臨時六十二人、十年二月調べ）。このため交渉で正職保母の採用を要求していますが、そのたびに「へき地保育所の保母さんを採用するのだから」という回答を繰り返してきました。

**約束信じ研修生として市立保育園で勤務**… 以上のような経過をたどりながら統廃合が始まりました。まず七年度末で二ヶ所が閉所されました。このため八年四月には四名のへき地保育所の保母さんが市立保育所へ研修という名目で行き保育に従事しました。

順次交替で行われ九年度には九名、十年度には八名、十一年度には九名が研修にいつて働いています。中には研修期間が三年目に入った保母さんも数名います。

市の職員の保母と同一の勤務時間帯の中でクラス担任もやり、朝七時三十分からの早朝保育、午後六時三十分までの延長保育も一所懸命やってきました。これも自分たちが働いていた職場をなくすかわりに、市の職員にするという市当局の言葉を信じてきたからです。

こうして十八名のみなさんは、それぞれの持ち場で一途に働いてきたのですが…。

**一転して市当局は約束を白紙撤回** 市当局は身分移管の約束の時期がせまった昨年の十一月十八日、突然「白紙撤回にする」といつてきました。まったくひどい話です。

市長は職場を市条例の改正ということで閉所するだけ閉所しておいて、さらには研修という名目で市立保育所に従事させておきながら、突然一方的に約束をホゴにしてきたのです。一八名全員がもどれる職場はもうありません（現在、九ヶ所から四ヶ所に減った）。この理不尽な対応に対して市当局は具体的には何も答えていません。

ただ「平成十一年四月一日に市職員にするという話は白紙撤回する。一年かけて身分のあり方について検討する」とだけ答えています。何ら怒りや不安には答えていません。（市当局は「少子化の現状・幼保のあり方・定員管理」の面からこうしたともいつていますが、それは当局の勝手な都合や解釈といふべきもので、保母さんたちに犠牲を押しつけ

るのはまったくのスジ違いというべきものです。

泣き寝入りせず、よりよい保育のために署名にご協力を！へき地の保母さんたちは、これまでどの組合にも加入していませんでしたが、こうしたやり方は絶対許せない、という事で新津市職労に加入し反対してきました。

現在、県・市あての署名活動を精一杯取り組み、市民のみなさん、働くみなさんに訴えて、不当かつ解雇にも結びつく約束破りを撤回させることに全力をあげています。弱い者いじめは許せません。

「(行革)だからといって街く人が本当に扱われ、泣き寝入りを強いるようなことは許されません。そしてこのことはみんなに共通なことです。会としても全力で取り組んでいきます。皆さん、署名に大きなご協力をよろしくお願いします。

### 市民の声

「この前、チラシを見て驚いた。とつくに市職員になったものと思っていた。だって統廃合の時の約束だったんだから」「何かだまされた気分でイヤだ」「市は最初からだますつもりだったのでないか。絶対許せない」「身分移管は閉所時の約束だ。記念誌にもせているのに今さらどうして」「こんな約束破りがまかり通るとすれば市のいうことは何も信じられなくなる」「約束を守らないなら市はへき地保育所を再開すべきだ」。いずれもへき地保育所が閉所された地域のみなさんの声です。

## 介護保険スタートで「非人間」化進行

—人権保障の観点で新しいルールつくれ—

介護保険は生きることへの攻撃 介護保険スタートから約一ヵ月。想定されたとはいえず苦情の多さに驚く。「新人ヘルパーが多く不安」「約束の時間に来ない」「急な発熱でサービス受けられずキャンセル料をとられた」「所得が少なく利用料が払えない。結局今までよりサービスを減らさなければならなかった」「デーサービスはこれまで一回五〇〇円で済んでいたが、今度は食事含めて一五〇〇円。唯一の楽しみであったデーサービスをうち切った」「訪問看護はこれまで一時間二五〇円だったが、八三〇円になった。利用料の負担増には驚く。この上保険料を取られる…。年金もそうだが人生設計が大きく違って生きていけない」「三%の軽減措置は訪問介護だけだったのか。訪問入浴、訪問看護には適用ないのか」「介護保険証が送られてきた。保険料を滞納したらペナルティー(制裁)がある」と説明してある。恐ろしい制度だ」等々、生きていくための切実な問題ばかりだ。

利用者の声には改善・改革の糸口がある。しかし、国会審議で森首相は「こまかな問題」だと切り捨て、あくまでも「スムーズにスタートした」との認識を変えようとしなない。

不足が目立つ「デー」「リハ」 「福祉サービスを受けながら、娘二人が交代で介護にあたってきたが、昼間は独居。これまで受けていたサービスは介護保険では四五万円に。限度額を一〇万円も超えるため、施設入所を考えざるを得ない。しかし、はいれる施設はすぐがないようで、これでは仕事を辞めるしかない」。仕事と介護を両立させるには「デーサービス」「ショートステイ」などが質・量ともに整備され、これに期待できなければ不可能だが、全国的にどこでも足りない。「訪問リハビリ」もその人材不足が特に目立つ。

どうする変わりやすいお年寄りの要介護認定 第一次認定のコンピュータソフトが「全国一律不公平」と指摘され、市区町村は独自の基準づくりに着手。厚生省も見直しの検討をはじめたようだが、痴呆や在宅でのお年寄りの要介護度の不公平感の苦情は実に多い。「二月に自立。一ヶ月後の二月には寝たきりに。市役所に事情を話し、再調査で『要介護度4』になった」と、変わりやすいお年寄りの要介護認定調査をどうするのかも問題だ。契約制度で混乱拡大 「『要介護認定』を受ければその後は市区町村が手続きをとってくれると思っていた」と措置からそれぞれの契約に変わったことが認識されていないことも重大だ。「え、ー契約は自分でやらなければならないの」という声も飛び出すほどだ。

しかし契約となると、事業者らは「自由選択」を強調し、「自己責任」を問うてくる。利用者の方は、「契約書を交わしたが、甲が乙がと細かな条文でかかれていて何が何だかさっぱり判らない。重要事項説明書もあるが…」など、不安の声を隠せない。介護度の高い要介護者はもちろん六五歳を過ぎたお年寄りには契約制度などなじまない。「契約能力のない高齢者の権利はどうなるか」など、まず基本的な手続きでの点で大きな混乱がある。コンピュータと向き合う時間が多い 介護の担い手の側からは、専門職としての苦悩はつきない。「土・日返上、泊まり込みの毎日だ。大切な課題分析やアセスメントの作業を省くが最低限の作業も終わらない」「利用者より、コンピュータと向き合う方が時間が多い」「基盤整備が不十分で仕事やりにくい」「施設は「赤字」必至で利用者負担増。特養では職員の解雇が…」「職員不足でお花見はバスに乗せ、車中から桜見物しただけ。情けない」「楽しみにしている生け花や陶芸など趣味のサークルの費用は今までは施設が支出。これからは利用者負担となる。何もしないで部屋でただ寝ているだけのお年寄りがふえてしまう…」などのおそろしい話にもなる。ますます介護の理念はなくなっていく。

社会保障への国庫支出、減っているのは日本だけ 介護保険が成立した直後、厚生省は、「歩きながら考えよう」と呼びかけた。それが一年ほど前から「走りながら考えよう」、さらに今年に入るや「転びながら考えよう」と云うのだ。ドイツでは二十年かけてつくりあげた介護保険制度を日本では数年で国民に押しつけた。その分欠陥も多い。しかも、他の国では増やしている社会保障への国庫支出を日本では減らしている。一九八〇年と直近を比べて、イギリスは七・五%→二一・四%、フランスは四・八%→六・一%、ドイツは七・〇%→七・四%、アメリカは二・九%→四・八%。日本は四・一%→三・四%。主要五ヶ国の中で減らしているのはなんと日本だけなのだ。

営利と福祉はなじまない 五兆円とも十兆円ともいわれる介護ビジネス。思わぬ新商品の開発やシェア争いも熾烈だ。営利企業に道を開いた介護保険は効率性の追求と過当競争で非人間的なマニユアル介護が著しい。働く者には苛酷な労働の強制となり、利用者には介護の質の低下となる。これまで税金と保険料が入る市場はなかった。既存の市場原理で良いはずがない。人権保障の観点から新しいルールを作るべきだ。

国の走りながらの推進で市区町村の担当者は大変だったが、住民の要求をとりあげ、国の標準的な基準の上に独自の取り組みをしているところもある。一般会計による保険料の減免、訪問介護や訪問看護の利用料の全額助成、町の予算で「三ヶ月ステイ」「ミドルステイ」を実施するなど、介護保険による福祉の後退に歯止めをかけている。

介護保険はこれまでの地域の社会福祉をこわし、高齢者の生きる権利を奪い取っている。

利用者と労働の担い手の声に耳を傾け、噴き出している問題点の根源をみつめていく、その中で国の責務、企業の責務、市区町村の保険者としての責任を明確にさせ、社会保障の後退を許さない闘いがなければ、生きていくことすらできないのだ。(滝野 嘉津子)

## ◇ 読者からのおたより ◇

「反合研」運動 中央・地方ともに、まさに「反合研」の運動が決して派手さや、格好付けを抜きにして、真の地道な「反合研」＝「学習会」として活動されていくことを切に願っています。そのことが灰原茂雄さんの教えを守ることにつながっていくものと確信しています。(北海道・F) 創刊以来、読んでましたが：このたび健康すぐれず活動もままならず日常休養を続けております。故、貴紙の購読を拝辞いたします。創刊号以来ほんとうに有り難うございました。これからの貴紙の益々の御発展を祈念いたします。(長崎・川原虎雄)

編集部より 本当にありがとうございます。お身体お大切に。

「通信」送って！ ①「マホロバ」原稿ありがとうございます。きょう編集委員会で仕上げをいそいでいます。四月末までは手づくり製本をあげたいと思います。②灰原さんを偲ぶ「特集」いただきありがとうございます。すばらしい活動家でしたね。③さて、下記の方は以前「旬刊社会通信」を定期購読されていたようですが、住所変更や紙代切れ等で中断してしまっているようです。きょう会ってつづけて定期購読すると約束をもらいましたので次号から送付下さい。(奈良・I) 編集部より 「通信」ふやしていただいております。多彩な活躍ぶり相変わらずですね。見本誌送って 毎回貴重な誌を拝見、学習していることを感謝しています。No七六四号を五部送って頂けることをお願い致します。(岡山・K)

編集部より いつでもお送りします。ご遠慮なくお申しつけを。

人事交流 毎日まいにちのご健闘に感謝申し上げます。誠に申し訳ありませんが、この連絡はガキ到着後の号から一部減の五部発送にしていたくようお願ひ申し上げます。人事交流という不当な配転でまた一人他局にいつてしまいました。当初の本人の理解を得つつが、今では当たり前のように行ってもらいますと強気そのものの当局です。いつかどこかで反撃したいものと考えます。取り急ぎ用件のみ。敬具 (青森・N)

都庁で勤務時間改善の提案反対 都当局が都庁職員(六万人余)の勤務時間を実質三〇分延長(一年間で一〇〇H以上)のひどい提案をおこなった。住民と「二三区もすでにそうなっているから」というのが主理由だが、むごい提案である。四月から四%賃下げ(カット)と、介護保険の徴収(一人一八〇〇円→二〇〇〇円)で、二万円位賃金ダウンする上に、時間延長とはふんだけりけつたり。(休息時間をとれといつても、今の勤務実態からは実質上はムリだ。とれない)。一日三〇分延長案反対！ 都庁職本部はガンバレ！ の声を集中しよう。(自治体労働者・Y)

勉強会、取材して！ No七六三介護保険市民相談員養成講座「介護保険と介護サービス契約書について」の記事を拝見しました。実は、私もこの講習会(学習会)に参加しました。ところで、二回目の学習会が四月九日開催されますのは、ご存知と思います。これもまたまた、社会通信にのせていただけたらと希望するものです。

実は、私は二回目も申し込みはしてありますが、この時間常に会議が開かれることになりました、大変残念です。でも、のせていただけると思うとも助かりますので希望します。(東京・S)

介護保険に問題あり！ 東京中野では介護保険実施に向け担当課の人員が四人となりましたが、準備段階の時点よりわずか三人増です。恒常的残業(サービス残業も少なくない)が顕著の中、この数字は、絶句です。組合もしつこく追及しましたが抜けませんでした。担当課ではしかも認定調査会従事者にはズレ勤(3Hまで超勤なし手当八〇〇円)制度を導入。ヒトもカネも出さないが仕事をやれという当局の姿勢です。これに対して、納税担当課では職場要求がないにもかかわらず四人の人員増。組合も納税に回さず介保に回せと主張したのですが、どんな能力者がきてもかかわらずのは五千万円が限度、二億円の増収が仮に出来ても(まずできない)一般会計九四六億円規模の自治体でどれだけ意味があるのか。ただ二〇〇〇年度終了時点で基金(自治体における預金)が十億円を割るか割らないか、シビアな問題もないことはないのですが、いずれにせよ一福祉と教育の平和)はもうなくなつたといえるでしょう。(東京・M)



# 動く朝鮮半島情勢

— 進むか、日朝国交正常化 —

日朝国交正常化交渉再開が両国政党内で合意を見てから四カ月目になってようやく正式な会談が始まったものの、両者が全く噛み合わない双方の主張を述べ合い、一カ月後の再会を約束しただけで終わった直後、四月一〇日突如南北で同時に「六月一〇〜一二日金大中大統領が平壤を訪問、南北最高首脳会談が行なわれる」ことが発表された。

金日成主席の急死で実現しなかった南北最高首脳会談が史上初めて実現する。朝鮮半島情勢の最近の変化をこれほど鮮やかに示すものはない。ペリー報告は米朝の外交関係正常化を提言している。

日本国内には日朝国交正常化を妨げる「拉致疑惑」を騒ぎ立てる反北朝鮮分子が跳梁し、国交正常化促進のために結成された日朝友好議員連盟も対応に苦慮しているようだが、日朝国交正常化交渉は二度と中断や決裂が許されない情勢である。

この情勢変化のターニング・ポイントは昨年八月一二日のペリー報告の発表だった。今後の展望をする前に、ペリー報告の内容をよく読んでみよう。

## ペリー報告をどう読むか

日本の「テポドン騒動」をよそに朝鮮政策の調整（見直し）を大統領から託されていたペリー元国防長官の報告は、当初九九年春発表と言われていたが、実際発表されたのは夏になった。遅れたのは米国内と韓国や日本との関係でいろいろ複雑な事情があったに違いない。報告内容をじっくり読めばいろいろ想像がつくと思う。

その要点は以下の通りである。

①「見直しの必要性」九四年の危機以後、南北の統治者が代わり、情勢は大きく変わった。

②「情勢の特徴」朝鮮半島の戦争は人口密集地帯が戦場になるので、もし勃発すれば双方に莫大な死傷者が出て難民は数百万人になろう。現状では戦争抑止状態は安定しており、問題の核とミサイルには中国も開発抑止に外交的に努力しており、北朝鮮も経済制裁解除に向けて米朝関係改善を重視している。

③「重要な所見」米国は北朝鮮と正常な外交関係を築く準備をするべきだ。米韓日の利益は重要な点で一致しており、米国の朝鮮政策は両国の支持を得られよう。米国の政策には安定と持続性が必要で、議会の支持が不可欠だ。

④「包括的取り組み」北朝鮮に核とミサイルの脅威の除去、ミサイル関連技術の輸出の全面禁止を求め、その脅威が除去されれば米国は国交を正常化する。日韓も関係改善の用

意を示唆している。日本の「拉致疑惑」や韓国の「離散家族問題」も米朝関係が改善する中で解決の努力が可能であろう。

⑤ 「提言」 包括的で統合された取り組みをする。政府内に北朝鮮政策を統括する委員会の設置。日米韓の協調体制の維持。議会内に超党派の北朝鮮対策の展望づくり。北朝鮮の長距離ミサイルに備えた行動計画の承認。

⑥ 「まとめ」 この新政策に北朝鮮が明確な対応を示すことを期待し、そうでなければ米国はそれ相応の対応をとることを北朝鮮は理解すべきだ。

まず「見直しの必要性」の部分ではつきりしているのは、南北の現状を肯定していることである。すなわち、金大中政権の対北政策を承認する一方、北の金正日総書記体制を交渉の相手として認めているのである。金正日体制の崩壊説を放棄しているのである。

「情勢の特徴」でもしるいのは戦争勃発の際の損害予想を公式に認めている点だ。九四年の「核疑惑」危機のとき、北の核施設撃破作戦行動をクリントンから命じられたのは当時の国防長官ペリーだった。彼はシャリカシュビリ統合参謀本部長、ラック在韓米軍司令官はじめ四星將軍全員を招集して作戦計画のシミュレーションを行なったのだが、その結果出された被害見込みに驚愕し、その報告を受けたクリントンは直ちに事態の軍事解決を諦めて対話による解決を命じたという。ペリーが朝鮮半島では戦争が事実上できないというシミュレーションの結論を今回の報告にはつきり書いていることは留意に値しよう。

「重要な所見」では、米国は北朝鮮との国交正常化をすべきだと明記していることに注目したい。「包括的取組み」の中で日本の「拉致疑惑」は米朝関係改善の中で取り組むべきだとしている点と合わせて、「拉致疑惑が解決されない限り、コメ支援はすべきではなく、国交正常化もすべきではない」という主張をしりぞけていると読める。

さらに「包括的取組み」の中で「日本が北朝鮮と関係改善の用意があると示唆している」と書かれているのは、日本政府当局がこの問題でアメリカに約束をしていることを示唆している。一部の情報筋が日本は日朝関係正常化についてアメリカから強い圧力を受けているから、もう日朝交渉を破談にはできないのだと言い切っているには根拠がありそうだ。

### 求められる日本政府の決断

昨年春に実現されるかと噂のあった「村山訪朝団」がやっと実現したのは師走に入る寸前だった。なぜこうも遅れたのか。それは昨年春発表が予想されていたペリー報告の発表の遅れと無関係だろうか。ペリー報告は慎重に準備され、とくに韓国、日本との了解の上で発表されたことは間違いない。北朝鮮にもその内容は予め通報されていたに違いない。

朝鮮側は「村山訪朝団」の訪朝希望を当初から聞いており、原則的に来訪を歓迎すると言っていた。その朝鮮民主主義人民共和国が、「日本が朝日関係の重大な現事態をそのままにしては絶対に二一世紀に無難に入ることができないことを宣言し、われわれの原則的

立場を次のように厳肅に闡明する」と、三項目の原則的立場を明らかにする政府声明を発表したのは、ペリー報告が発表される二日前の昨年八月一〇日だった。当初から「村山訪朝団」はその目的を日朝国交正常化交渉再開に置くことを明らかにしていたから、この朝鮮政府声明は「村山訪朝団」に「これがわが方の原則的立場です。訪朝されるならばこれを十分ご承知の上でお越しく下さい」ということだったと思う。

その原則的立場とは、日朝関係の重大な現事態を二一世紀には持ち越さないことを前提に、次の三項目を挙げている。すなわち―

①日本は対朝鮮圧殺政策を放棄すること。過去百年にわたる対朝鮮敵視政策を反省し、総括し、新しい政策に転換すること。

②日本は朝鮮人民に犯した過去のすべての罪に対して誠実な謝罪と徹底した補償をすること。

③日本が再侵略野望実現の口実を求めながら、力の対決に出るなら、朝鮮はそれ相応の対応策を選択せざるをえないであろうこと。

この朝鮮政府声明は、昨年一月三一日に朝鮮アジア太平洋平和委員会が発表した「備忘録」の内容を受け継いで、朝鮮政府の日朝国交正常化の進め方に対する基本原則をさらに明確にしたものである。

「備忘録」は、一九九〇年当時海部首相が金日成主席に寄せた「過去を謝罪し、反省する親書」と竹下元首相の「国会でのそのような発言」、金丸衆議院議員の「謝罪と補償の意思の再三の表明」を挙げて、日本が反共和国政策の是正と関係改善に「方向転換しようとしている」とみなし、「第一富士山丸」事件にも寛大な処理をしたにもかかわらず、日本は「われわれの好意と善意に悪意と背信で応えた」と述べ、三党共同宣言が日本政府によって無視され、前提条件なしに始められたはずの交渉に「核問題や日本女性問題を持ち出し」、それを交渉の入口にして交渉を決裂に導いたとし、さらに九五年三月採択された朝鮮労働党と連立三与党との「日朝会谈再開に関する合意書」に基づいて再開された交渉でもまたまた日本が持ち出した「拉致・行方不明者」なる「共和国の政策上ありえない」問題についても「誠意ある措置を講じ、在朝鮮日本人女性の問題にも誠意を示した」にもかかわらず、日本は交渉の入口に高いハードルを重ね、ついに「ミサイル発射と地下核施設疑惑」を口実に「高麗航空機の日本乗り入れを中止させ」という措置を取り、「絶交宣言」をしてきたと、日本政府を厳しく批判している。「備忘録」はさらに、日本の日朝関係に関するこのような姿勢から見えてくる「日本の本心」がどこにあるかと問いかけている。

また、日本が朝鮮人民に植民地支配下で犯した「骨髄に染みだした」屈辱の「血の代価」の補償を、「経済的理由で要求しているかのように騒いでいる」のは的外れもいところだとも書いている。そして「日本はわれわれの宿敵として永遠に残るのか、「過去をきれいに清算してわれわれとの敵対関係に終止符を打って」新しい世紀に入るのか、重大な選

扱の十字路に立っていると最後を結んでいる。

八・一〇朝鮮政府声明の内容は、朝鮮アジア太平洋平和委員会一・三一備忘録と重ねて読むことによって、朝鮮側の主張の意味が正確に読み取れるはずである。大切なことは、言葉尻ではなく、その言葉に含まれる歴史の意味を、そして朝鮮側の心情を正確に把握することである。

### 朝米・日朝・南北、三本の交渉関係

村山元総理を団長とする「日本政党代表团」を迎えた朝鮮労働党側の準備体制はこのようなものであった。そして、双方の合意内容は共同発表文にまとめられ、村山富市、金容淳両代表団長が署名し、公表された。

共同発表文によれば、双方は「可能な限り早く不幸な過去の歴史を清算し、両国民の利益に合うように日朝関係を改善発展させていくことが必要である」との共通認識に立つて、次の三点の合意を確認している。

第一点は、過去の「政党及び政府間の対話と交流を踏まえ、国交正常化のための政府間会談再開の重要性について合意し、それぞれの政府に会談の早期再開を促す」こと、第二点は、今回の日本側代表団の訪朝を契機に「日朝両国が関心を持っている人道問題解決の重要性について合意し、それぞれの政府の協力の下で赤十字に対してこのためにお互いに協力していくよう勧告する」こと、第三点は、「両国間に存在する不信を解消し、相互理解と友好を発展させるための交流と往来を強化する」こと、となっている。

朝鮮側が植民地時代の「朝鮮人強制連行」や「日本軍慰安婦」の問題を含めて日本が行なった圧政の犠牲を「人道問題」として念頭に置いている一方、日本側は「拉致疑惑」にからんだ「行方不明者」を念頭に置いており、文章的には纏められていても、同一に議論できるものではないことは明らかだが、その解決については赤十字間の協力を委ねるようなことになっている。

朝鮮側は「人道問題」は赤十字間の交渉に委ね、政府間交渉は本題の国交正常化問題、すなわち謝罪と補償問題、日本の対朝鮮政策転換問題に集中したいと考えているに違いない。しかし、四月五〜七日に行なわれた再開後初の第九回本会談を見ると、日本側は「人道問題」の解決は国交正常化と不可分であり、政府間交渉と赤十字間交渉は不可分という構えを崩しておらず、今後の進展が心配される。

最近新潟で一〇年前に若い男に拉致されて行方不明だった少女が一〇年ぶりに、少女を拉致した男の家の二階から発見されるといふ事件があった。今日本が朝鮮に提起している「日本から拉致された日本人男女が北朝鮮にいる」といふ疑惑は韓国の諜報機関に囲われている「北からの亡命者」、あるいはその諜報機関の「工作要員」といわれる人たちの「証言」から浮かび上がってきた「疑惑」であり、その「証言」も伝聞の伝聞という類のものばかりで、また日本の警察当局も「北朝鮮に拉致された」とする証拠をまったく掘んでい

ないのが現状である。

したがって、朝鮮側から「全国の警察に再調査を命じたら、どこかの二階から行方不明者が出てくるのじゃありませんか」とでも言われたら日本代表はどう答えるのだろうかという話を、ブラック・ユーモアと笑い過ぎせるだろうか。新潟県では有志が警察に横田めぐみさんをもう一度探すように申し入れているという話も聞いた。

これからの話として、朝鮮側は「提出されている行方不明者をあらゆる機関を動員して調べましたが見当りませんでした。当方としてはこれ以上探しようがありません。該当事者が北朝鮮にいるという根拠が南朝鮮の諜報機関から出ているのであれば、南朝鮮当局に調査を要求してみてもいいですか」と言うかも知れない。日本政府はこれまでに韓国政府にこの問題で何らかの申し入れをしたことがあるのだろうか。

おりしも六月一〇〜一二日に分断後初の南北最高首脳会談が開催される。その準備は着々進み、近く予備会談が始まる。歴史は冷戦の遺産の解消に向けて、朝鮮統一に向けて、大きく流れ始めた。

今始まるうとしている南北最高首脳会議の前には南北分断から生まれたまざまな重大事件、重大問題の解決が最大課題として待っている。カギは南北双方の信頼関係がいかんとして築かれるかであろう。その基礎になるのは民族大団結の精神である。南北最高首脳会議が成功裡に継続して開催されることを期待する声は大きい。六月の南北最高首脳会議の結果、まず変化を期待したいのが今年八月一五日開催予定の第一一回汎民族大会と解放五周年民族大団結祭典に対する南北の取り組みである。行事が板門店で南北の協力の開催に一步でも前進するか否か。

米国はペリー報告で米朝外交関係樹立を決意している。その実現のために日本、韓国と歩調を揃えるのが米国の現在の姿勢で、南北最高首脳会談の模様を見ているように思う。同時に日本にもこの流れをぶち壊さないように注文しているはずである。南北、朝米、日朝三つの交渉ラインがどのような均衡の上に進展を見せるか、注目されることである。

### 日朝交渉と日韓基本条約見直し問題

南北、朝米、日朝、この三つの交渉が同じテンポで平行的に進展することがもつとも望ましいことは言うまでもない。米朝関係は一応ペリー報告で進展する方向がはっきり見えている。南北関係は南北最高首脳会談開催の合意で大きく変わろうとしている。

要求される変化に一番対応が難しそうなのが日本である。戦後ナチスに代わって反ナチス勢力が政権の座に就いてナチスの犯罪の清算とナチスの根絶を国家の基本政策としてきたドイツとはまったく対照的に、日本は天皇をはじめ戦前の支配階級が国体を護持して戦後もほとんど政権を担い続けてきた。

天皇の軍隊はなくなったが、天皇の官僚はその体制に綻びを見せてはいても生き残り続け、その官僚出身者が国会議員の多数を占めている。朝鮮を侵略して植民地とし、アジア

諸国に武力侵略した戦前の支配階級の血をそのまま受け継いでいる現在の日本の支配階級に、戦前の支配階級のしたことを反省し、謝罪し、補償をしると言っても、腰が引けて重いのでは当然であろう。

「日の丸」「君が代」は支配階級のアイデンティティの象徴に他ならないから、国旗・国歌法制化に躊躇はなかったのだと思う。この人たちに朝鮮という国家だけでなく朝鮮民族まで抹殺しようとするような植民地支配を行なった祖先の罪を深謝し、補償をしると言っても、「日本は朝鮮で良いことをしてきたのに何事か」と言い返されるのも不思議ではないのかも知れない。それだけに、朝鮮人民に過去を本心から反省し、充分な補償しませとは、彼らにはなかなか口に出しにくいに違いない。とすれば、支配階級の戦争責任を徹底的に追及ができないで来た戦後の大衆運動の責任は重大である。とりわけ労働者階級の責任は重い。

日朝国交正常化交渉は、日本の支配階級に改めて戦争責任と戦後処理責任を突き付けているのであり、朝鮮から日本の政府に「朝鮮の基本的姿勢は一貫して不変ですよ。変わっていたらだかなければならないのは日本です。思い切った決断を」と言う声がいろいろな機会に繰り返し聞こえてくるのはこのためである。

四月初め来日した朝鮮対外文化連絡協会代表団の団長が日朝友好議員連盟に表敬訪問したときにも、また朝鮮の自主的平和統一支持日本委員会主催日朝国交正常化討論集會に出席したときにも、「日本の決断」を訴えていたことを心に留めておいてほしい。

この点で、現在の支配階級とそれに繋がる人々がもつとも抵抗しているのが日韓基本条約の見直し問題である。当初から日韓基本条約には無理が多かった。極端な言い方をすれば、ひ弱な韓国経済を建て直すために日本を動員するためにアメリカが日韓両国に押しつけた条約だった。

日本は植民地支配と戦争の責任問題はいつさい棚上げにし、経済協力一色の国交正常化条約に仕上げってしまった。日韓基本条約を七年後の日中共同声明と比較して読んでほしい。共同声明で真っ先に書かれているのは、「日本側は過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」という文章である。日韓基本条約にはこうした文言は一言も書かれていない。

さらに重要な点は、日本の植民地化を決定付けた一九〇五年の「保護条約」と一九一〇年の「併合条約」の効力についての両国の解釈の違いである。韓国側は両条約は軍事的脅迫の下で締結されただけでなく、当時の国王の裁可も得ていないので当初から無効だと主張し、日本側は両条約は大韓民国成立まで有効だったと主張し、第二条の両条約は「もはや無効である」という表現を双方が異なる解釈で読むことで決着しているのである。

日朝交渉でここは当然議題になろう。日本が日韓基本条約の日本側の解釈で交渉に臨めば、朝鮮側は当然反発しよう。韓国の世論も黙ってはいないことがすでに予測されている。日本の外務省条約局は両条約の締結は有効だと今も態度を変えていない。

しかし、その締結当時の状況は伊藤博文の「韓国特使伊藤博文復命書・奉使記事摘要」の「ソウル市内・王宮周辺に歩兵二〇三万、騎兵七〇八百、砲兵四〇五千展開、伊藤博文の皇帝・大臣への脅迫」という記述を見れば、両条約の締結を無効だとする状況があったとは「承知していない」という外務省条約局の見解には領けないものがある。

この点について、朝鮮の自主的平和統一支持日本委員会の日朝国交正常化促進四・一討論集会で伊藤成彦中央大教授が詳しく分析されたが、韓国の学者の間でも当時の条約の原文と皇帝印の検証も含めて日本を批判する厳しい研究が発表されている。この問題については朝鮮の南北は一致している。したがって、日朝国交正常化と日韓基本条約見直しは不可分になってくるものと思う。

日本は日韓基本条約では補償問題を棚上げにし、賠償、補償、請求権問題を曖昧にして「独立祝い金」の名目で無償三億ドル、有償二億ドルを支払い、後の「黒い日韓癒着」を生み出したことは有名である。

村山氏も野中氏も訪朝から帰国したときの記者会見で「今世紀中に起きたことは今世紀中に片付けたい」と強い意欲を示したが、政府は「清水の舞台から飛び降りる覚悟」が必要のようだ。大衆的国際友好運動としても緊縮一番政府に決断を迫る必要がある。

最後に、蛇足かもしれないが今年一月日本で「日本軍慰安婦」問題を裁く「女性国際戦犯法廷」が開催の運びになっていることを申し添えておく。この問題からも日本はいよいよ逃げ場のないところに追い詰められていると言えよう。

(若林 熙)

◇資料二〇〇〇・四・二六、『朝日新聞』論壇

## 日朝交渉で真の和解めざせ

ヨハン・ガルトウング・平和と発展のネットワーク代表・元オスロ国際平和研究所長

日本と朝鮮半島の関係に関心をもってきたものにとり、日本と朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)との国交正常化交渉をめぐる共同文書は不満足な内容であった。

問題の本質は日本の植民地支配にあるのに、双方の議論は謝罪と補償、核・ミサイルの次元だけにとどめられている。しかも日本人拉致疑惑がことを複雑にする。

降ってわいた南北朝鮮首脳会谈の実現で、日朝交渉は後景に退いたようにも見える。しかし、この交渉の重要性には何ら変わりがない。

交渉の進展のため、以下の提案をしたい。

①南北会談は、分断された朝鮮半島の同一民族間の対話である。日朝交渉は、通常の二国間交渉ではなく、この同一民族の一部である「北」との交渉であり、その「北」が、植民地支配の最も過酷な地域であったことも忘れてはいけない。

②日本は謝罪、補償の次元に止まらぬ真の「和解」を目指すべきである。格好の手本に、南アフリカの真実和解委員会がある。日本政府は、日韓朝三力国の委員会を検討してはどうか。非政府組織（NGO）を加え、国民レベルの協議体にしてもいい。

③細部にわたる諸問題が交渉に取り上げられるのはかまわないし、それは取引のカードにもなる。しかしその場合でも、経済問題を植民地支配のような根本的な課題とからめるのは正しくない。北朝鮮は、従軍慰安婦を含む歴史問題と在日同胞の権利については、公的文書で表明されるべきだと主張する。それには理がある。村山富市首相談話にある「痛切な反省と心からのおわび」は、十分でない。

④日本には拉致疑惑を提起する正当性がある。しかし金大中（現韓国大統領）誘拐事件との関連では、日本もまた負い目をもつ。拉致が重大なら、誘拐もまたそうだ。この解明のためにも、真実和解委の設置が期待される。

⑤日本は核・ミサイル問題も提起する権利がある。しかし、日本の同盟国は同じ兵器の照準を北朝鮮に合わせている。「北」の核・ミサイルを取り上げるなら米国に向けても同様の対応が求められる。

⑥日本には金大中氏の「太陽政策」から学ぶべき点がある。それは積極的、かつ協調的に動くことで、交渉の主導権を握ろうとする態度だ。その場合、成果を性急に求めるべきではない。成果が上がらなければ、さらに積極的、協調的に動いたらい。どの道、外部からの強圧的な対応ほど、強圧的な政治体制を支えるものはないのだ。

⑦金大統領の太陽政策は、実は日本にも向けられたものだ。さしあたり、従軍慰安婦などについての日本の強硬さは、この太陽によっても和らぐ心配がない。多くの日本人は、太陽政策が「北」だけに向けられていると思っているようだが、そうではない。

⑧日本の技術的・資金的援助があれば、多くの分野で積極的、協調的な行動が可能になる。代替エネルギー施設、農林漁業、鉄道・道路建設などの南北間の共同事業がそれだ。アジア欧州会議（ASEM）や国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の枠組みでの事業と結合できたら、日本を含むアジアと欧州の架け橋にもなり得る。

⑨南北首脳会談が決まったのは、結局、朝鮮半島の人々が、分断と戦争の脅威に疲れ果てたためだろう。北朝鮮の関心は、政治・軍事よりもっと実質的、民族的なものにあるようだ。例えば、南から北への、子供の合唱団の派遣や牛の贈り物、金剛山観光なども、その脈絡で実現した。

日本もこの点で、重要な進展に寄与できる機会がやがて訪れる。サッカーの二〇〇二年ワールドカップだ。日韓同時開催は、両国間のきずなを強めるが、日本と朝鮮半島の架け橋となるこの行事には、北朝鮮も参加すべきだ。

日本の開催試合は広域に分散されるが、同じことが朝鮮半島で行われていい。「北」を排除しない全地域の住民に、大会の主権者になってほしい。朝鮮半島全体の利益に立った、南北両国民の協力関係がそこに実現することになる。